

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への

指導監督等に関する有識者会議

第6回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○橋口課長補佐 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、第6回「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、援護企画課の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、浅村構成員、浜井構成員が所用により御欠席となっております。

オブザーバーとして御参加いただいております、日本戦没者遺骨収集推進協会からは竹之下専務理事に、日本遺族会からは畔上専務理事に御参加いただいております。

また、今回は、座長及び専門技術チームの浅村主査の御了解を得て、専門技術チームの山田先生にもオブザーバーとして参加いただいております。

事務局の出席者につきましては、座席図のとおりでございますので、そちらをごらんください。

大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、まず、資料の確認をお願いいたします。

座席図

議事次第

資料1

資料2-1

資料2-2

資料3

資料4

資料5

資料6

参考資料1

参考資料2

参考資料3

参考資料4

参考資料5の資料を用意しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、戸部座長、進行をお願いいたします。

○戸部座長 座長の戸部でございます。

まず初めに、本日の議事の進行について、簡単に説明しておきたいと思っております。

議題が2つ。そして「その他」としてもう一つ設けられておりますが、最初の議題につきましては資料1から3まで。次の議題につきましては、資料4と5。そして「その他」

におきまして、資料6が事務局のほうから準備されておりますので、まずそれをお断りしておきたいと思っております。

皆さん御承知のように、10月のこの会議におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性のある事例について、1つは調査チーム、もう一つは技術専門チームがこの有識者会議のもとに設置されました。

調査チームにつきましては、事務局としての対応及びその評価について、1カ月程度で調査を終えて報告書を出すという予定ではおりましたけれども、その後、シベリア以外にもフィリピンで同じような事例が出てきたということもありまして、若干、調査が延長され、報告書の執筆もそれに応じて時間をいただいているというところであります。

もう一つの専門技術チームにつきましては、年度末に最終報告書が提出される予定でございますけれども、今回はその中間報告ということで、御報告をいただくことになっております。

ただ、浅村先生が欠席でいらっしゃいますので、きょうは山田先生に専門的などころを御説明いただくということになると思っておりますが、まずは事務局のほうから簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○橋口課長補佐 それでは、専門技術チームの開催実績について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

専門技術チームの第1回会合が10月17日に行われまして、そこで今後の議論の進め方についてということで話し合われたところでございます。

収集手順班とDNA鑑定班に分かれまして、本会議の後、収集手順班では、議論をいただきたい点について、指摘を受けた事例の確認について、今年度の遺骨収集について等の内容につきまして、2回実施しております。

DNA鑑定班におきましては、御議論いただきたい点について、指摘を受けた埋葬地に係る遺骨の鑑定結果案について、所属集団の確認のためのDNA鑑定手順案について、鑑定書のフォーマット案について、以上の内容に係る打ち合わせを3回実施しております。

それを踏まえまして、第2回、12月11日に主な議題といたしまして、収集手順班及びDNA鑑定班における議論の状況についてということで話し合われております。

これらにつきまして、令和2年3月に、これらの議論した内容を取りまとめて、本有識者会議に報告する予定でございます。

前後いたしましたが、専門技術チームの構成員について御説明いたします。

収集手順班のほうは、橋本正次先生を班長に、ごらんの先生方の構成となっております。

DNA鑑定班のほうは、浅村先生を班長に、山田先生以下、ごらんの方々の先生をもって構成となっております。

開催実績については以上でございます。

○戸部座長 それでは、資料2-1について、御説明をお願いいたします。

○皆川事業推進室長 それでは、資料2-1「専門技術チーム（収集手順班）におけるこ

れまでの主な意見」をごらんください。

資料2-1は、これまでの主な意見をまとめたものでございまして、方針等を定めたものではありません。

大きく分けて2点ございました。

まず1点目、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において、指摘を受けた埋葬地に係る遺骨の確認でございます。

「現地での鑑定の手続や判断が適切であったかについての確認」ということで、議論の状況といたしましては、ロシアの9事例のうち5事例について調査報告書や収集報告書を参照しながら、当時の手続について確認をしていただきました。5事例も含め、引き続き確認作業を行ってまいります。

その中でいただきました主な御意見として、3点記載してございます。

ロシアから提供された資料については、調査の前提として一旦受け入れるのではないか。その上で情報を検証しながらやるためにも、考古学的方法で作業するのがよいのではないか。ただし、これについては人や時間を要するというところ。

2点目に、日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人も疑問を呈することは難しかったのではないか。

3点目に、収集については、その当時ベストだと思われる方法で実施してきた。今の基準で誤りを指摘することに余り意味はないのではないかというところでございます。

2つ目に「日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討」でございます。

これについては、形質人類学的観点からの手順の検討等ということで、議論の状況としまして、9事例の確認を行う中で、今後の手順について御意見をいただいたところでございます。

主な御意見としては、確認方法の検討について、何点か記載してございます。

場所によって埋葬状況は異なり、1柱がきれいに出てくる場合と、そうでない場合があるので、一律に基準を設定するのではなく、個別のケースに応じてどうするかを決める必要があるのではないか。

2つ目に、南方の御遺骨はDNAの抽出が難しい状態になってしまっているものが多い。DNAにだけに頼らず、日本人であることの蓋然性を判断する必要があるのではないか。

3点目に、ベストなプロセスとして考えられることはということで、①、考古学的な発掘を行い、出てきた人骨を一旦全て日本へ持ち帰る。

2つ目、持ち帰った後、複数の専門家により、骨の形態的な分析をして、DNA分析が必要かを判断する。

3点目として、日本人でないとわかれば、もとの国へお返しし、日本人とわかれば、その後の手続を進めるという方法ではないか。

しかしながら、全てを実施するのは難しいので、時間やコストとなどの制約の中で、何

をどこまですべきかを検討する必要があるのではないかと。

また、焼骨してしまうと、御遺骨の形質鑑定を改めて行うことができなくなり、現地での鑑定を検証することもできなくなってしまうのではないかと御意見。

さらに、一方、南方の御遺骨にはDNAの抽出が難しいものが多く、そのような御遺骨をどのように慰霊することにするのか。

次いで、写真を、メールで現地から日本の骨形質の専門家に送ることで、ほかの日本人の鑑定人の御意見を聞いたらいいのではないかと御意見です。

これについては、11月以降に実施した遺骨収集において、現地から御遺骨の画像データを、国内におられる別の鑑定人の方にお送りして見ていただき、複数の専門家の目で判断をしていただいているところでございます。

次いで、遺骨鑑定人の人材確保というところでございます。

形質人類学等、この分野をやっている先生方の人員は多くないため、遺骨鑑定人の人材育成が重要であるが、人材育成には時間がかかるという御意見がございました。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

今の御説明は、専門技術チームの収集手順班についての中間報告ということになります。

次いで、同じく専門技術チームのDNA鑑定班のほうの中間報告をお願いしたいと思いますですが、これは山田先生をお願いしたいと思います。

○山田氏 資料2-2をごらんください。

「専門技術チーム（DNA鑑定班）におけるこれまでの主な意見」。これまでの主な意見をまとめたもので、方針等を定めたものではございません。

1つ目ですけれども「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地にかかる遺骨の確認について」ということで、日本人の遺骨であるかの確認に対する議論の状況ですけれども4つございます。

1つ目が、ロシアの9事例のうち、6事例にかかわるDNAの資料を議論のために提示し、DNA鑑定の方法、鑑定書の記載方法、日本人である可能性の評価方法などについて議論を行いました。

2つ目。国際的なデータベースを活用して、DNAの型から所属集団を統計的に推定する方法や、日本人の埋葬地ではないなどの埋葬地単位で評価する方法などについて議論を行いました。

3つ目。今後は評価方法を確定させ、9事例の鑑定書を作成する。

4つ目。フィリピンの10検体についても所属集団に着目したDNA鑑定を行うと。

これに対する主な意見ですけれども、4つございます。

1つ目が、DNA鑑定でも日本人であるということを100%確定することは困難であり、また、DNAが十分抽出できない場合もあるため、形質の鑑定や埋葬地などの情報も含めて判断することが必要ではないかと。

2つ目、9事例については、身元特定のために解析したデータ（Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA（HV1領域））を活用し、国際的なデータベースを参照することにより、ハプログループを推定し、日本人の可能性を評価することが効率的ではないか。

3つ目です。データベースを参照する方法より、埋葬地単位で評価することは可能と考えるが、この方法で個々の遺骨について、日本人であるか否かの鑑定は難しいのではないか。

4つ目、データベースの参照ではなく、DNAを詳細に解析する方法もあるが、時間とコストを要するため、それによりどこまでわかるかを含め、検討する必要があるのではないかという意見です。

多少、この意見に解説を加えさせていただきます。

1つ目の、100%確定することは困難ということは、今までやってまいりまして、この型が出れば日本人というところまでは言い切れませんので、日本人らしいとか、日本人の可能性は低いとか、そういったことで100%確定ということは困難であろうと。

あと、DNAが十分抽出できないというのは、これはDNAを抽出する歯であり骨であり、そういった資料からDNAを完全な状態、どうしても時間がたってしまうと、また、保管状況などによりまして断片化してしまいますので、分析するのに十分なDNAが抽出できないことがあるという意味です。

それを踏まえて、形質の鑑定とか埋葬地などの情報も含めて、トータルで判断するのが適当ではないかということでございます。

2点目の、身元特定のために解析したデータとありまして、身元特定のために、今、使っているデータとしては、各DNAの常染色体領域のSTR型、性染色体であるY染色体のSTR型、ミトコンドリアDNA Hyper variable region 1 高多型領域1の分析、この3つを使って身元の特定をしております。

そのうちの2つ、Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA型につきましては、ウェブ上に国際的なデータベースがありまして、それを参照することによって、どこの民族に近いかということがある程度特定できます。したがって、その場合Y染色体STRとミトコンドリアを取り上げて、日本人の可能性を評価することが効率的なのではないかということでございます。

3つ目ですけれども、埋葬地単位で評価することは可能。確かに埋葬地ごとに差がありまして、ほとんど日本人という埋葬地ももちろんあるのですけれども、日本人と日本人以外が混葬されている、あるいはほとんど日本人がいないのではないかと、いろいろな埋葬地を経験しておりますけれども、そういった埋葬地単位で考えるのが妥当ではないかというような話でございます。

最後ですけれども、時間とコストを要するためと。

現在行っているのは、ある程度標準化した方法で鑑定を行っているわけですけれども、さらに詳細に鑑定するためには、機器の問題とか、それに要する人手とコストの関係で、

かなりの金額がかかってしまうので、これは今後検討する必要があるということになっております。

2つ目「日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法の検討」で「DNA鑑定の標準的手法の検討」の議論の状況です。

9事例の検証方法を踏まえて、既に収容し、身元特定のためのDNAデータが存在する遺骨のDNA鑑定の方法、今後収集する遺骨についてのDNA鑑定の方法について、今後議論を行ってまいります。

以上です。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

以上が中間報告でありますけれども、きょう、この会議に御出席の方々から、何か御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○皆川事業推進室長 先ほど、資料2-1、収集手順班の主な意見というのを御報告したところでございますが、1点誤字がございまして、修正させていただきたいと存じます。

1の中段「主な意見」というところの2つ目の黒ポツでございまして。「日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人も」と書いてございまして「ロシア側の鑑定人に疑問を呈することは難しかったのではないかと」と。大変失礼いたしました。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、資料2-1及び資料2-2、資料1も含めて御質問がありましたら、よろしくお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

熊谷先生、お願いします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

1点だけ読み方がよくわからなかったもので、もう一回教えていただければと思うのですが、資料2-2の「主な意見」の3つ目のポツになりますが「データベースを参照する方法より」というところなのですが、2行目のこの方法というのは、データベースを参照する方法と読んでよろしいのでしょうかというのが1点と、この「データベースを参照する方法より」とありますが、これは比較の意味じゃなくて、データベースを参照する方法によって読むということなのではないでしょうか。その2点です。お願いいたします。

○山田氏 この方法でというのは、データベースを参照する方法を示します。御指摘のとおり「データベースを参照する方法により」と、「に」を入れていただければ、わかりやすいかと思っております。

○戸部座長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

○犬伏構成員 犬伏です。

2-2の「主な意見」というところで、9事例についての意見なのか、例えば、「埋葬地単位で評価することは可能と考えるが」という、この「主な意見」はいろいろな今後の部

分も含んでいるのかなと思ったのですが、この「主な意見」というのは9事例についても、こういう困難とかが含まれているのだという話なのですか。これからということなのですか。ロシアの9事例についてということであれば、もう大体絞られてくるのではないかと思うのですが、今後のことも含めると、やはりこういうことも考えられるという話なのでしょうか。

○山田氏 現在、議論しているのはロシアの9事例でございますけれども、それをやっていて、やはり困難な点というのは出てきます。それで終わるわけではなくて、今後は、方針はまだ決まっておりますけれども、続けてほかの埋葬地、これは9事例に限らずやっていくことになるかと思っておりますけれども、まだそれは決まっておりますので、現在は9事例。多分、困難さは同じだと思います。

○戸部座長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○竹内構成員 構成員の竹内でございます。

資料2-2ですけれども「主な意見」の中の2ポツのところ、最後、効率的ということが書かれております。これは、標準化した方法でやると効率的にできる、そして、それをさらに詳細なやり方、DNAを詳細に解析する方法、この4ポツのところのやり方をとると、時間とコストのほうがかなりかかってしまう。このあたりの時間的な1検体当たりどの程度ふえるのかとか、コストというのは機器、人材も含めてでしょうけれども、そのあたりを補足していただければと思います。

○山田氏 まず、効率的という意味ですけれども、このY染色体STR型とミトコンドリアDNA型は、既に解析が終わっているわけで、それをウェブ上のソフトを使って検討するということなので、比較的効率的なのではないかと。

さらに調べることになると、検査を追加することになりますので、そうすると今までやってきたものを、まだDNAが残っていればそれを使えますし、残っていなければ新たにDNAを抽出する段階から始めますので、どうしても時間もかかりますし、今までやっていない検査を追加するわけですから、非常に時間とコスト、人手もかかります。そういった意味でここに記載されております。

○戸部座長 ありがとうございます。

時間がかかるというのは、はっきりと何時間とか何日とかとは言えないのでしょうかけれども、もしそういう標準的なことが先生から御説明いただけるとすると、どのくらいの時間と考えればよろしいのですか。

○山田氏 難しい御質問なのです。

実は、追加する検査を、どの程度の検査までやるかというところもまだ決まっておりますので、例えば、1つだけ追加するのであれば、3月末までに何検体とかという数字が出てくるのですけれども、幾つ検査するか、また、その手法もまだ決まっていないような状況なので、時間がかかるのでしょうかと言えないです。



○戸部座長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。

私から幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。資料2-1の1の○に「主な意見」というのがありまして、最後に「収集については、その当時ベストと思われる方法で実施してきた。今の基準で誤りを指摘することにあまり意味はないのではないか」と書いてありますが、確かに責任を追及するという意味では、それは、その当時の責任を追及するということとはできないとは思いますが、意味がないということではないように思うのですけれども、いかがでしょうか。皆川さん、会議でそういう意見がかなりはっきりと出たということなのでしょうか。

○皆川事業推進室長 私、事務局なのですが、確かにこういう表現で御発言された構成員の方がおられたので、そのまま御報告をさせていただいたのですけれども。

○泉援護企画課長 決して検証自体に意味がないということを書いていたわけではなくて、今の人たちの目線で見ると、当時の人をよかった悪かったということ価値判断しても仕方がないのではないかという意味ではないかと、事務局としては受けとめておりました。

当然のことながら、今の目から見て、当時、どうやり得ることがあったのかなかったのかということについては、御指摘をさせていただいて、それ自体には意義があると共通認識があったのではないかと思います。

○戸部座長 わかりました。

吉田さんからもございますか。

○吉田事業課長 今のお話のとおりです。

○戸部座長 資料2-2について、非常に初歩的な問題で、山田先生に教えていただきたいのですが、1の「主な意見」のところで、最初に、DNA鑑定でも日本人であるということ100%確定することは困難であると、我々も調査チームの中でいろいろ教えていただいて、それはよくわかるのですが、逆に日本人ではないということ100%確定することも難しいのですか。

○山田氏 意味しているところは、日本人には余り見られない型ということなのです。ですから、表現としては判定不可能というのが適当なのではないかと、今、議論しております。

○戸部座長 わかりました。

100%は難しいということですね。

○山田氏 難しいです。

○戸部座長 ほかに何か御質問があれば、せっかくの機会です。あるいは、今後調査を進めていく上で、何か御要望のようなことでも構いませんので、ぜひこの機会にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

資料2-1について、もう一つ確認をさせていただきたいと思うのですが、1と2があって2のほうなのですが「主な意見」の2つ目に南方の御遺骨についての話が出ておりま

すけれども、DNAだけに頼らず日本人であることの蓋然性を判断する必要があるということですが、これはDNA以外の判定方法ということで、どういうことをお考えになっているのでしょうか。

○皆川事業推進室長 御発言された構成員の方のイメージでは、まず形質がございませうということ。モンゴロイドの特徴というのが見える部分があるので、そこは見るということと、DNAももちろんあるでしょうということと、それから、将来的な技術の中で、例えば、安定同位体比分析というものも視野に入った御発言かと思ひます。

○戸部座長 ありがとうございます。

もう一つ、2ページ目の上から6行目のところに、南方の御遺骨についてはDNAの抽出が難しいとお書きになっていますが、そのような遺骨をどのように慰霊することにするのかというのは、どういう意味でいらっしゃるひますか。DNAの抽出が難しいことと遺骨の慰霊とは何か関係があるのでしょうか。

○皆川事業推進室長 議論いただいた中では、DNAで日本人であるかないかということ区分した後に、日本人ではなければ、当然もとの国にお返しするということがございませうから、その後に慰霊追悼ということがフローで考えられるという前提の上で、そうすると、十分にDNAが抽出できずに、日本人であるかどうかを判断できない御遺骨について、どのように慰霊をしていくのかというお話かと思ひます。

○辺見大臣官房審議官 先ほどの、この1つ前の質問に対しての答えとも関わるころかと思ひます。新しい技術に関する部分もあるとは思ひませうけれども、形質人類学的な知見のほかに、史実、歴史的な事実、現地の方の証言とか、あと、この中で考古学的というのが出てまいりますけれども、埋葬されている地点といひますか、この地層の下にこれが来ているということは、このくらいの時期とか、そういったようなさまざまなDNA以外の科学的な知見もあるだろうということがあります。逆にDNAという技術がない時代は、そうした史実や証言が中心であったという状況もございませう。

これが、この1つ前の御質問に対しての答えに補足するところなのですけれども、そうしたところを踏まえて、今の慰霊に関する御質問への回答になってまいります。

ここの「主な意見」は、DNAの抽出が難しければ、日本人であるという判断ができないのだとするという仮定が挟まったの話であると思ひます。そうだとすると、そのような御遺骨というのは、日本人戦没者という位置づけをどうするのかと。そういった御遺骨について、これまで焼骨をし、千鳥ヶ淵に納めて慰霊を行ってきておりますけれども、そういったことについて、今後日本政府としてどのように考えていくのかという御意見でございませう。結論ということではなくて、そういった御認識での課題提起であると私どもは理解をしております。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかにございませうか。

どうぞ。

○竹内構成員 収集手続に関してなのですが、ベストなプロセスと考えられるのはということで、考古学的な発掘を行って、出てきた人骨を一旦全て日本に持ち帰る。この全て日本に持ち帰る、人骨を持ち帰るということで、その保管に関しては、スペース的な問題とかそういった制約はないのかという点と、こちらについては、この保管とか保存、管理についても委託をされるのかどうかについて伺いたいのが1つです。

もう一つが、次のページに、全て実施するのは難しいと記載されているのは、一部持ち帰った骨に形態的な分析をして、DNA分析が必要かどうかを判断した。このDNA分析については、全て実施することが難しいと読み取っていいのかどうか、その2点確認させてください。

○戸部座長 お願いします。

○吉田事業課長 最初の御質問については、事務局から御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、仮にということで御議論いただいた中で、收容された御遺骨を全て焼骨しないで持ち帰るということですが、これまでの前提からしますと、全て持ち帰るということになっておりませんので、仮に、今後、全て持ち帰るとなれば、そのためのスペースをより一層確保して備える必要は当然あるかと思えますし、役所の中にそういうスペースを確保することができなければ、外部に何らかのスペースを確保するという事も検討しなければならないかと思えます。

現状はそのような認識でございます。

○戸部座長 2つ目の御質問についてはいかがでしょうか。

○辺見大臣官房審議官 2つ目の御質問については、全て実施するのは難しいということの「全て」の内容でございますけれども、改めて班の中で御議論をいただく必要があるとは思いますが、私の受けとめとしてはこの段階では、どこが「全て」ということではなくて、理想的にこういうことが考えられるけれども、なかなか時間とか場所とかも考えると難しいということであって、「全て」の部分のどこの部分が難しいかというところが詰められた議論では必ずしもないと受けとめております。

○戸部座長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今まで出た御質問や御意見を、できるだけ今後の2つの班の調査、提言といったらいいのでしょうか、そういう中にも考慮していただくようお願いしたいと思います。班の先生方によろしくお伝えくださるようお願いしたいと思います。

次に、資料3のほうに移りたいと思います。御説明をお願いいたします。

○皆川事業推進室長 それでは、資料3の御説明をさせていただきます。

「今後の遺骨収集の課題について」で、今後、議論いただきたいこと案として資料3を提出させていただいています。これは12月11日の専門技術チームの会議資料でございます。

まず、1として「9事例の検証について」でございます。

議論の前提として、収集手順班、DNA鑑定班、それぞれで9事例について検証を行っております。

形質学的鑑定、DNA鑑定の双方とも、御遺骨の所属集団等の推定を行うものであって、一定の限界が存在する。

2点目に、専門技術チームにおいて御議論いただきたい点。

今後、考えられる論点として、今後、両班の議論を統合して、専門技術チームとしての報告にまとめる上で留意すべき点はあるかということ。

2つ目に、鑑定の結果、日本人ではないなら、どこの国の人であるかというのをどのように表現し、説明していくのか。どこの国の人かを確定することが困難ということ、どのように説明するかという意味でございます。

2つ目に、今後の収集手順についてでございます。

(1)として「今年度の取組」。

今年度の遺骨収集においては、日本人の蓋然性が高いと判定される御遺骨については、検体を採取し、現地で焼骨の上、送還をするが、日本人の可能性はあるが、日本人である蓋然性が高いとの判定が困難な御遺骨については、検体のみを持ち帰り、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行うこととしています。

今年度の収集においては、樺太、占守島の収集において、蓋然性が高いと判定した御遺骨7柱、検体のみを持ち帰る御遺骨11柱、マリアナ諸島の収集において、蓋然性が高いと判定した御遺骨が5柱、検体のみを持ち帰る御遺骨が86柱となっています。

今年度の収集において、写真を現地から送り、現地に派遣している日本側の骨の形質の鑑定人以外の、日本の骨の形質の鑑定人の御意見を聞くこととしています。

(2)、専門技術チームにおいて議論いただきたい点、今後考えられる論点として、3点ございます。

今後、検体のみを持ち帰り、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行うものの増加が見込まれ、一定の期間で鑑定をすることが求められるが、どのような方法なら実施できるか。人材確保についてどのように行っていくべきか。

3点目として、各分野の知見を集めて、総合的な視点から鑑定を行うためにはどのような体制が必要か。

3として「現地の焼骨について」でございます。

「(1) 議論の前提」として、検討会議中間取りまとめの抜粋を掲載してございます。

近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層、科学的鑑定を行うことが期待されている。

現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に、焼骨をすることも選択肢となるが、厚生労働省は、本取りまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、制度面や技術面の課題を整理し、遺族等関係者の理解を得つつ、慎重に進めていくべきである。

2つ目に、なお、仮に御遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、御遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策、御遺骨に付着した土の除去、送還後の鑑定の手順、御遺族への伝達また

は千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、戦没者遺族に配慮しつつ、厚生労働省において検討を行う必要があるというものです。

(2)として「専門技術チームにおいて議論いただきたい点(考えられる論点)」として、2つ、鑑定体制と遺族感情について掲載してございます。

鑑定体制については、相手国との関係で、どのような鑑定のあり方が求められるのか。

2つ目に、焼骨をせずに持ち帰った場合、特に南方戦闘地域において収容された御遺骨は、DNAの断片化の度合いが高く、DNA型の十分な抽出が困難である場合が多い。未焼骨で持ち帰ることにより、検体となり得る部分はふえますが、DNAが抽出できる可能性が高まると考えるのか。

次いで、迅速に鑑定を行うための体制、人材は確保できるのか。

次に、結局、鑑定できない御遺骨がふえるばかりで、千鳥ヶ淵に納骨して慰霊することができなくなるのではないかと。その場合、かえって戦没者への敬意を欠いた取り扱いになってしまうのではないかとございます。

また、遺族感情として3点ございます。

収容現地において慰霊したいという御遺族への配慮に欠けることにはならないか。非常に細かい骨片については、現地焼骨をするという考え方もあるのではないかと。

2つ目に、鑑定が終了するまでは、戦没者墓苑への納骨ができなくなることに御遺族は納得できるのか。

3点目として、御遺族にとって、収集団に参加する意欲をそぐことにならないのかという点でございます。

次いで、別紙ということで、参考として、現地焼骨中止に関し、これまでに提示されている疑問等を列挙したものが別紙でございます。簡単に御紹介をさせていただきます。

繰り返しになっている部分が一部ございます。お許してください。

「制度面」では、未焼骨のまま送還する場合、日本人ではない可能性のあるまま送還することになるが、相手国の許可が得られるか。

2つ目に、防疫面での懸念。

3点目に、収容場所が僻遠の地の場合、輸送手段の確保が可能なのか。

日本人ではないとわかった場合、相手国に返すことができるのか。その場合、相手国の国民感情を害することにならないか。

次いで、国内に保管場所が確保できるか。御遺骨の尊厳を保ちつつ、保管することができるのか。

「鑑定体制」については、焼骨せずに持ち帰った場合、特に南方等戦闘地域において収容された御遺骨は、DNAの断片化の度合いが高く、DNA型の十分な抽出が困難である場合が多い。未焼骨で持ち帰ることにより、検体となり得る部分はふえるが、DNAが抽出できる可能性が高まると考えているのか。

迅速に鑑定を行うための体制、人材、コスト等は確保できるのか。

次いで、結局、鑑定ができない御遺骨がふえるばかりで、千鳥ヶ淵に納骨して慰霊することができなくなるのではないか。その場合、かえって戦没者への敬意を欠いた取り扱いになってしまうのではないか。

御遺族の感情として3点。

収容現場において慰霊したい御遺族への配慮に欠けることにならないか。

非常に細かい骨片について現地焼骨をするという考え方もあるのではないか。

鑑定が終了するまで、千鳥ヶ淵墓苑への納骨ができなくなることに、御遺族は納得できるか。

御遺族にとって収集団に参加する意欲をそぐことにならないか。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

確認をしたいと思いますが、これは12月11日の専門技術チームの第2回会合に提出された資料ということでよろしいのですか。この文書は、事務局のほうでおつくりになったと考えてよろしいのですか。

○皆川事業推進室長 事務局で作成しております。

○戸部座長 わかりました。

中身についての御質問あるいはほかの点について、もし御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

泉さん、何かありますか。

○泉援護企画課長 この資料は、今、御紹介いただきましたとおり、当日、この資料を11日に専門技術チームの議論に供したということでございます。

資料としてつけておりませんでした、この場でのどのような御議論があったのかということについて、記憶の限りで御紹介させていただきたいと思います。

やはり、制度面、現地焼骨の観点につきましては、少し議論のやりとりがございまして、御遺族の慰霊という視点からの御意見だったかと存じますけれども、結局、非常に細かい骨片について、今も収容現場では当然そういったものが収容されているのですけれども、そういったものについて、本当に御本人が特定できるのかどうかということ、また、それについて、どう御慰霊をしていくのかということについては御懸念があると。

あと、技術面につきましては、防疫面について少し御議論がありまして、それについては専門家の方からの答えがあったということで記憶してございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います、いかがでしょうか。

中間取りまとめのときの議論を踏まえて、さらに具体的に進むための、まず議論の土台になるかと思いますが、報告書のときには、2つの班のものがまとめられた形で出てくると考えればよろしいのです。恐らく、DNA鑑定と収集手続、両方含めた形での調査結果と今後

のやり方についての方向性を出していただけるものだと思うのですが、まだ途中段階ですけれども、もし御質問や御要望がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷構成員 要望というか、質問なのか意見なのかあれなのですが、2枚目のところに「専門技術チームにおいて議論いただきたい点」ということで、論点として「鑑定体制」の中の4つ目なのですが、結局、鑑定できない遺骨がふえるばかりで、千鳥ヶ淵して慰霊することができなくなるのではないかと。その場合、かえって戦没者への敬意を欠いた取り扱いになってしまうのではないかというのは、まさにそのとおりだと思いますが、これを専門技術チームで議論する論点にするというのは、ちょっと違うのではないかなあと。

当然こういうことは考えられるのですが、そういった場合の扱いをどうするかということも踏まえて、それは、こうなった場合、厚労省の側でどうするかということを考える問題であって、これを専門技術チームに考えろと言われても困るのではないかなと思うので、そのあたり、どうしてお考えなのかを教えていただければと思います。

○戸部座長 お願いします。

○吉田事業課長 今の先生の御指摘はそのとおりだと思います。

ただ、技術論が先行して、御遺族の立場に対する配慮が欠けてしまいますと、偏った結論、偏った議論になりかねないということもありまして、このような御遺族の立場から見た御心配があるということも、あえて掲げさせていただきました。これによって何か技術的な議論を妨げるという意図ではないということでございます。

○戸部座長 こういうことも考慮していただきたいということですか。

○吉田事業課長 そのように考えております。

○辺見大臣官房審議官 御指摘のとおりかと思います。

今、説明させていただきましたような、関係者の感情等も踏まえた上で、鑑定体制もしくは鑑定の方法等についてどうしていくべきかというのが、本来、恐らくここでの論点にならないといけないということかと思えます。そのような観点で、先生方に御認識いただけていると私たちは考えておりましたけれども、そこに誤解がないように、しっかりと御説明させていただき、お願いしてまいりたいと思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。

先ほど援護企画課長から、このときの議論の様子を御紹介いただきましたけれども、しばしば出てきている現地焼骨のことにしまして、防疫面の懸念はないのかということが指摘されていましたが、これについては専門家の方からはどういう御意見が出たのでしょうか。

○泉援護企画課長 防疫面の懸念はないのかという、シンプルな御質問だったかと記憶しておりますけれども、それにつきましては、そもそも御遺骨にかなり病原体があるという

ことであれば、発掘した時点で危険になるので、もし発掘時点で、今まで長年やってきて問題がないということであれば、焼骨しないで持って帰ること自体も、問題が起きるとは考えにくいという御説明があったかと存じます。

また、事務局の側からは、病原体ということではなくて、植物検疫の観点から、土がそのまま持ってくるということはいけないことになっているのですが、それはしっかり土を払って持って帰ればよいということが行政的には確認はされているという説明をさせていただいたところでございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

構成員の方々から御質問はいかがですか。

もしなければ、オブザーバーで、きょう来ていらっしゃる畔上さんと竹之下さんから、何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○畔上氏 日本遺族会の畔上でございます

今、いろいろ検討の内容等を確認させていただきまして、前の検討委員会のときよりもいろいろな面で大変遺骨収集が難しくなっているのかなと率直にまず思いました。

それで、今ほど戸部座長のほうからお話がありましたけれども、やはり遺族会としますと、どうしても感情的な部分があります。そして、御遺骨の収集ということですので、収集している一つの意味合いでは、一つのものが見られますけれども、あくまでも御遺骨ということございまして、遺族としては御英霊、父親の御遺骨だということで、その辺はどうしても外せない部分なのかなということを前提に考えざるを得ないのかなと思います。

そういう中で、いろいろ思っております、国の責務と決めた法律が28年にも施行されておりますので、その観点によった場合に、どのようにしてくるのかなと思います。そして、形質人類学の先生方のお話、そして、DNAの専門の先生方のお話、お互いに100%ではないというような取りまとめとか意見になっているのかなと思っております。その辺を見た場合に、費用あるいは時間的な問題をどのように整理しながら、今後の遺骨収集につなげていくのかなと思います。

そういう中で、やはり幾つか厚労省のほうからも提案をいただいておりますけれども、蓋然性の高い部分です。戦史とか証言、海外の資料、それらを含めての埋葬地の情報とか、あとは埋葬されたところ、収容の状況の現場の確認、それと遺留品、これらはしっかりとその辺が判断できるのであれば、それらを中心に、今までどおりにしっかりと進める必要があるのではないかなと個人的にはそのように思っております。

また、DNA鑑定ということで慎重を期すということが、いろいろお話の中で出ておりますけれども、今、遺骨収集の団員が行って収集してくるのですけれども、その前の段階で遺骨の調査という事業があります。この調査の時点で検体を持ち帰るということをしていただければ、収集に行って持ち帰るよりも、調査の時点で検体を持ってくるということになれば、時間的な節約が大分できるのかなと思います。

また、先ほど南方と北方という話が出ておりましたけれども、これは明らかに南方の場



合は、やはり遺骨の状態が余りよくないというのはもう御承知のとおりだと思いますし、北方の場合は、埋葬地、名簿、遺留品等々、比較的寒い土地なので、遺骨の状況も確実性が高いのであれば、やはり分けて考えることが必要ではないのか、このように思います。今、率直に思っていることです。

○戸部座長 ありがとうございます。

竹之下さんは何か御意見はありますでしょうか。

○竹之下氏 遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

この有識者会議は、どちらかというところ私どもの事業の進め方について尻をたたいていただく会議であったと当時は認識しておりましたが、若干、今、違う形になっておりますけれども、現場サイドで考えますと、それこそ問題になっている年間の遺骨の収容数というのは、相当逆にブレーキがかかってしまうと思います。かつ、現場に預けてくるお骨というのは相当ふえますので、その保管とか預け方について、むしろ私ども協会は知恵を絞らなければいけないのかなと思っております。

ただ、いずれにしても、日本人ではない、あるいは戦没者ではない遺骨を祀ること自体は、誰が考えても不自然なことですから、その辺はしっかり御検討いただいて、御指示いただくことを私どもも受けますが、ただ、最近、パラオとサイパンのほうから収集団が帰ってきて、遺骨引き渡しをやったのですが、両団とも、9割の遺骨を収集しても、置いたまま、検体だけ持って帰ってきたのです。ほんのちょっとだけを遺骨として捧持して帰ったということで、そのときにも団長も言っていましたが、これは全員の意見の集約なのでしょうが、せっかくお骨を上げたのに、9割を置いてくるということに、どうも何のために来たのかという、はっきりしない、何かすっきりしない部分があったということをしていましたので、この点もお含みおきいただいて、御検討よろしく願いいたします。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

調査チームのほうも専門技術チームのほうも、今、お二人からいただいたような意見をくみ取ってと言ったらいいのでしょうか、考慮に入れて調査を進めているはずだと思いますので、その点はきょうお見えにならないメンバーの方々や構成員の方々にもよろしくお伝えいただければと思います。

この資料3について、ほかに御質問はいかがでしょうか。

なければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

今度は、資料4と5になるでしょうか。それでは、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○吉田事業課長 それでは、資料4並びに5につきまして御説明をさせていただきたいと思います。資料をごらんいただきたいと思います。

実は、昨日になりますけれども、資料4に掲げてございます、戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議が開催されました。

この席上で、次に資料5に掲げてございます「戦没者遺骨収集推進戦略」が確認決定をされたということで、この有識者会議の場を持ちまして報告をさせていただきたいと思っております。

資料4にお戻りをいただきまして、まず、この会議の趣旨でございます。1番のところをごらんいただきたいと思いますと思いますが、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づきまして、その施策の「集中実施期間」である平成28年度から令和6年度の後半5年間を迎えるに当たりまして、政府一体となつて取り組みをより一層推進するために、戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議を開催するという趣旨で開催されました。

連絡会議の構成はごらんのとおりでございますが、内閣官房の内政担当、外政担当のそれぞれの副長官補並びに厚生労働事務次官が議長となりまして、副議長に厚生労働省の社会・援護局長。以下、ごらんのとおりの構成員となっております。

続きまして資料5をごらんいただきたいと思います。

その席上で決定をされました推進戦略について、あらましを御説明させていただきたいと思っております。

まず、本戦略の趣旨でございます。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律におきましては、令和6年度までの9年間で集中実施期間と定められておりますけれども、令和2年度は、その中間年に当たるということでございまして、残る集中実施期間は5年間ということになります。

一方、未収容の御遺骨が112万柱ございます。このうち30万柱が沈没した艦船の御遺骨、23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあると。これらを除きましても59万柱となるということでございます。

参考に、後ろのほうに参考資料3をつけてございます。横の色刷りの資料をごらんいただければと思います。

今申し上げました状況が、真ん中の帯の一番右のところ、ここが59万柱ということになります。

資料5に戻りまして、令和6年度までの集中実施期間におきまして、鑑定体制の充実とあわせまして、これまでに得られました情報を最大限活用しつつ、現時点で情報のない御遺骨も含めまして、未収容の御遺骨について、国の責務として可能な限り取り組みを進めていく、実施していくということが本戦略の趣旨でございます。

具体的な内容について、次の項目をごらんいただきたいと思います。

具体的には、未収容の御遺骨について、南方等戦闘地域の御遺骨、旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地の御遺骨、情報のない未収容の御遺骨、相手国・地域の事情によって収容困難な御遺骨、最後に、沈没した艦船の御遺骨の区分ごとに、以下の方針で取り組むということございまして、厚生労働省は、この本戦略に基づきまして、各年度ごとの実施計画を定めるということになってございます。

参考資料3にお戻りいただきまして、今、申し上げました内容が、下の色刷りのところ

に書いてございます。

本推進戦略のところ、(1)の南方等戦闘地域と定められておりますのが、この帯の下の段の一番左のところ、抑留中死亡者の御遺骨がその隣、それから、情報のない御遺骨がその右ということになります。59万のうちには、情報のないものが含まれているという状況でございます。

また、上の帯に戻っていただきまして、沈没した艦船の御遺骨、相手国の事情によって、現時点で収集ができないものが23万という内訳となっております。

具体的な方針としましては、2ページ以降をごらんいただきたいと思っております。

南方等戦闘地域の御遺骨につきましては、ちょっと飛びますが、中ほどに移りまして、現地調査の対象としまして、海外資料調査によりまして、埋葬地と推定された地点及び戦友などから提供された情報に基づく埋葬地と推定された地点がございます。

これらの対象地域につきまして、現地調査あるいはこれを踏まえまして遺骨収集が確実にできるよう、遺骨鑑定の特任者を含めた必要な体制を確保していく。

また、次のポツになりますけれども、相手国との協議や調整を要する場所につきましては、各地域ごとの課題を整理いたしまして、厚生労働省及び外務省が協力して計画的に進めるということでございます。

旧ソ連抑留途中死亡者の埋葬地の御遺骨につきましては、場所、名簿による情報がある62埋葬地につきましては、3年度までに全ての現地調査を行い、その結果を踏まえまして6年度までに遺骨収集を実施する。

また、名簿はあるけれども場所がわからない不明な埋葬地につきましては、ロシア等、関係政府から情報が得られるよう、厚労省、外務省が協力して、さまざまな機会を通じて働きかけていくということが盛り込まれてございます。

さらに(3)の、情報のない未収容の御遺骨につきましては、一番上のポツですけれども、今次の大戦の交戦国が保有します情報のうち、機密指定されているために取得できない情報が取得できますよう、機密指定の解除に向けた働きかけを、これも厚労省及び外務省が協力して進めていく。

旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供につきましても、ロシア連邦及び同国地方政府に対しまして申し入れを行ってきておりますけれども、さらに情報が取得できるよう、これも外務省と厚労省が協力し進めていくということでございます。

なお、現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するために、厚生労働省は外務省の協力を得て、現地調査員の適任者の確保にも努めていくということでございます。

最後の3ページをごらんいただきたいと思っております。

硫黄島につきましては、既に内閣総理大臣補佐官を議長としました関係省庁と会議が構成されており、毎年度決定する実施計画に基づきまして、これも厚労省及び防衛省等関係省庁が協力して進めるということを改めて確認しております。

さらに(4)、相手国・地域の事情によって収容困難な御遺骨につきましては、これも外

務省と協力をし、課題を整理した上で必要な働きかけを行っていく。

さらに、沈没した艦船の御遺骨につきましては、有識者及び関係省庁などによる会合を開き、御意見を伺った上で、2年度の夏ごろまでに今後の取り組みの考え方を整理していくことを確認したところでございます。

最後の2つの○でございます。

戦没者遺骨の鑑定につきましては、まさに今、この有識者会議のもとに設置をされました専門技術チームによりまして議論をいただいておりますけれども、その報告がされることを前提としまして、具体的な鑑定体制の強化、鑑定の迅速化を図っていくということを確認いたしました。

なお、本戦略のもとに取り組みを進めるに当たりましては、適宜、事業の進捗状況を把握し、相手国との協議状況や技術の進歩等に応じまして、進め方を適切に見直していくということも再度確認をしております。

この推進戦略を決定しました上で、内閣官房あるいは各省庁からは、この戦略あるいは推進法の趣旨に基づきまして協力をしていくということが表明をされておりました、このような決定をした次第でございます。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

今の御説明について、御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

確認をしたいと思いますが、今までは硫黄島については、こういう関係省庁連絡会議があったのですけれども、これからは遺骨収集事業全体についての関連省庁会議が設けられたということだと思っておりますけれども、この推進戦略について、何かこれまでとは違った方針と言ったらいいのでしょうか、新たにつけ加えられたということは。

最後から2番目の遺骨鑑定については、新しくつけ加えられたことだろうと思いますが、ほかには何かあるのでしょうか。

○吉田事業課長 この会議をもって、今まで先生方が御理解いただいている内容に加えたことは特にないかと思います。ただ、これは、ことし開かれました検討会議でお示しいただきました中間取りまとめの内容を踏まえまして、政府としてどのように進めていくのかということについて一つの考え方をここで各省庁と確認をし、政府としても中間取りまとめの趣旨に基づいて、さらに政府一体となって推進について加速をしていく、さらに前へ進めていくということを改めて確認する趣旨で開かれた会議でございます。

○戸部座長 わかりました。

これに基づいて、各年度計画がつくられるのですか。

○吉田事業課長 この推進戦略に基づきまして、今まさに来年度予算案について、これから決定に向けまして最終盤でございますけれども、その政府原案が決まり、また、予算が決定をされたということを踏まえまして、それに基づき、それも整理をいたしまして、具

体的な実施計画を策定していくと。これは毎年度、予算ごとに、厚労省が各省と協議をしながら検討していくということになります。

○戸部座長 その実施計画は、ここでまた御報告、説明していただけるということですね。

○吉田事業課長 まだ作成途上、これから予算の決定を見て、最終的なものになってまいりますので、いずれかの機会に御報告をさせていただきたいと思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

何か御質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

○谷内社会・援護局長 1点だけ補足させていただきます。

戸部座長から、これをつくることによって、今までと何が変わるのかということでございますけれども、この遺骨収集は、法律ができて、防衛省、外務省が協力するのだということが法律でうたわれておりましたけれども、今後、遺骨収集をさらにあと5年間進めていくのに際しまして、沖縄と硫黄島以外は全て外国でございますので、当然、割とスムーズにいったところから遺骨収集は行われていますけれども、今後さらに難しいところとか、さまざまな地権者とか地方自治体の御理解を得なければ遺骨収集ができない場所もございます。

そういった場合には、厚労省だけではなくて、より外務省に前に出てきていただかないとなかなか前へ進まないというような状況でございますので、こういったことが結ばれることによって、むしろより高いレベルの方が、いろいろ相手国に働きかけていただけるのではないかとということで、我々はこの戦略を持って、そういうことになるのではないかと期待を、また外務省のほうにもお願いしていきたいと思っております。

○戸部座長 わかりました。

ありがとうございます。

御質問がないようでしたら、一応、議題は2つ終わったということにさせていただきます。次に「その他」のほうに入りたいと思いますが「その他」のところでは、事務局のほうで用意された資料6のことがございますので、この御説明をいただけますでしょうか。

○橋本鑑定調整室長 それでは、資料6をごらんください。

こちらは『戦没者遺骨のDNA鑑定人会議』において日本人ではない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合における対応についての基本方針」でございます。

ことしの9月に9事例を公表した際に、今後、各埋葬地担当のDNA鑑定人会議の先生方に対して、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人ではない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、鑑定人会議の場において御指摘いただくよう依頼しております。

この取り扱いに基づいて、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において、鑑定人から、日本人ではない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合には、事実関係を整理し、相手国に連絡した上で、可能な限り速やかに公表することとしてございます。

今後、公表される事例についての日本人の遺骨であるかの確認につきましては、現在、

専門技術チームで御議論いただくこととなっております。日本人である可能性の標準的な確認方法により、来年度以降、確認作業を行っていくことを、ちょうど1週間前に開催いたしました専門技術チームで、この基本方針を、構成員の先生方のほうに御説明した次第でございます。

2枚目の資料は、戦没者遺骨鑑定の全体像ということになります。

こちらはカラー版になってございますけれども、一番左が、平成11年度までに収容された柱数が記載されてございます。このうち、検体採取できたもの、採取できなかったものと内訳になってございます。

ずっと右に行きますと、これまで鑑定人会議において、身元が判明した数ということで1,160柱ということでございます。

鑑定人会議において、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されたという9事例、こちらが597柱ということで、ブルーになってございます。

それと、直近でございますけれども、フィリピンの10柱につきましては、中央のほうに位置している状況でございます。

今後、日本人ではない遺骨が収容される可能性を指摘される可能性のある御遺骨ということでは、ちょうどオレンジになってございますけれども、一番右のほうはDNA鑑定人会議において身元特定に至らなかった柱数ということで6,480柱。それと、会議でまだ身元特定のため実施されていない柱数ということで3,405柱、それを足すと約1万柱。この中から、今後、可能性が指摘されるものとして、こういったものがあるということになるかと思えます。

ですから、こういった部分につきましては、繰り返しになりますけれども、専門技術チームで標準的な確認方法が示された上で、今後、指摘されたものにおきましては、そういった方法に基づいて行っていくような形になるかと思えます。

その御指摘を踏まえて、事実関係を確認した上で、速やかに公表してまいりたい。こういう方針を示したものでございます。

私からは以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

これについて、御質問はいかがでしょうか。

山田先生から何か補足ありますか。

○山田氏 DNA鑑定チームでは、この辺の意志の統一はとれていますので、特に問題はないと思えます。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々から、何か御質問はおありでしょうか。

要は、早く調査を進めて、全体像が明らかになった段階で、相手国との連絡も含めて、きちんと処理を進めていただきたいということだろうと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○橋本鑑定調整室長 そういった事実が発生した段階につきましては、確認の上、速やかに相手国政府のほうに連絡した上で公表してまいる所存でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに御質問あるいは御意見はいかがでしょうか。

○戸部座長 なければこの件、資料6について一応御説明を受けたということで終わりたいと思いますが、これ以外、せつかくの機会ですので、全体について、御質問や御意見がありましたら、残された時間でもお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

特にございませんか。

私から1つお願いがあるのですが、この会議の名前は、会議の中身となかなか合ってなくなつたので、そろそろ名前を変えることを検討していただけないでしょうか。

○泉援護企画課長 御指摘、ごもっともかと思しますので、座長と相談の上、適切な名前を、今後、考えさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○戸部座長 検討会議も生きていると思ひますので、それとの兼ね合いもあると思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、もちろん御要望でも構いませんので、何かありましたら、熊谷先生、何かないですか。

よろしいですか。

犬伏先生や竹内先生のほうからはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○犬伏構成員 これから、専門家会議のほうでは予算的な問題とか、頭の痛いことがあるかと思ひますので、そのところは率直にお出しになって、厚生労働省の担当の方と御協力いただいて進めていただければと思ひます。私どもはそういうところが何もお手伝いできないところですので、事務方と御協力の上、よろしくお進めいただけますようお願いいたします。

○戸部座長 何も御質問がなければ、議事はこれで終了したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、きょうはどうぞ御協力ありがとうございました。

あとは事務のほうから御連絡があると思ひますので、お願いいたします。

○橋口課長補佐 それでは、本日の皆様方の御意見を踏まえて進めさせていただきたいと存じます。

次回の会議の開催時期につきましては、また別途御相談の上、御連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

これで散会したいと思います。